

令和5年度 四国中央市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の概要

食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯や子育て世帯の負担軽減を図るため、追加予算を緊急的に編成し、専決処分によって予算化するものです。

特に、学校給食費及び副食費を同時に1年間無償化にすることについては県下初の事業となります。

1 補正予算の規模

8億2,100万円（補正後予算額 394億4,100万円）

【歳入】 国庫支出金 6億8,675万7千円
繰越金 1億6,374万3千円
諸収入 ▲2,950万円

2 補正予算の内容

新規 I 住民税非課税世帯等物価高騰対策支援事業 3億4,650万円

食料品価格等の物価高騰に直面し、その影響を特に受ける住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を給付します。

新規 II 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 1億1,860万円

食料品価格等の物価高騰に直面し、その影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付します。

県下初 III 学校給食費無償化事業 3億1,940万円

物価高騰による学校給食への影響が懸念される中、保護者の経済的負担軽減のため、令和5年度分の学校給食費を無償にします。併せて、アレルギー対応による完全弁当持参の児童生徒について無償化する学校給食費相当分の支援を行います。

県下市部初 IV 保育園等副食費無償化事業 3,650万円

物価高騰による保育園等に係る副食費への影響が懸念される中、保護者の経済的負担軽減のため、令和5年度分の公立、私立に係る保育園、幼稚園、こども園等の副食費を無償にします。

住民税非課税世帯等物価高騰対策支援事業

1. 担当課	福祉部 生活福祉課
2. 事業目的	電力・ガス・食料品などの価格高騰の影響を受けた低所得世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、1世帯当たり3万円の給付金を給付する。
3. 事業費総額	3億4,650万円 (国庫補助事業：補助率10/10)
4. 事業費内訳	給付金 3億3,000万円 (対象世帯11,000世帯 ×3万円) 事務費 1,650万円 (システム改修委託料、振込手数料等)
5. 事業内容及び対象世帯	支給対象者：世帯主 基準日時点で世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯又は市の条例により住民税均等割が免除された者である世帯
6. 対象見込数	11,000世帯
7. 給付額	1世帯当たり3万円
8. 給付方法	口座振込又は現金支給
9. スケジュール	○ 令和5年7月上旬…対象者に申請書類送付予定 ○ 令和5年7月下旬…初回振込予定 ※プッシュ型で支給。ただし、当該給付金の入金先の確認などのため、市から送付する申請書類の返送が必要

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

1. 担当課	福祉部 こども家庭課
2. 事業目的	食費等の物価高騰等に直面し、その影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、児童1人当たり5万円の特別給付金を給付する。
3. 事業費総額	1億1,860万円 (国庫補助事業：補助率10/10)
4. 事業費内訳	給付金 1億1,150万円(2,230人、1,290世帯) 事務費 710万円(通信運搬費、システム改修委託料等)
5. 給付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■低所得のひとり親世帯 ○令和5年3月分の児童扶養手当受給者、家計急変者等 ■低所得の子育て世帯 ○令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金(子育て世帯分)の受給者 ○令和5年4月から令和6年3月までに児童手当・特別児童扶養手当の認定を受けた者等であり、令和5年度の住民税非課税世帯又は家計急変により住民税均等割が非課税相当の収入になっている者等
6. 対象見込数	<ul style="list-style-type: none"> ■低所得のひとり親世帯 1,330人(810世帯) ■低所得の子育て世帯 900人(480世帯)
7. 給付額	児童1人当たり5万円
8. 給付方法	口座振込(初回振込日：5月29日)
9. スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ■低所得のひとり親世帯 ○申請が不要な方…5月上旬に案内通知を発送 (プッシュ型) 5月29日初回振込 ○申請が必要な方…申請月の翌月28日に口座振込 ■低所得の子育て世帯 ○申請が不要な方…5月上旬に案内通知を発送 (プッシュ型) 5月29日初回振込 ○申請が必要な方…申請月の翌月18日に口座振込

学校給食費無償化事業

1. 担当課	教育管理部 教育総務課
2. 事業目的	<p>①小中学校給食費無償化 エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う子育て支援の一環として、小中学生の保護者への負担を軽減することを目的とする。</p> <p>②学校給食費等支援補助金 学校給食費の無償化を実施することに伴い、食物アレルギーにより給食の提供を受けることができない小中学生がいる世帯を経済的に支援することを目的とする。</p>
3. 事業費総額	3億1,940万円
4. 事業費内訳	<p>①小中学校給食費無償化 3億1,860万円</p> <p>②学校給食費等支援補助金 80万円</p>
5. 事業内容	<p>①小中学校給食費無償化 令和5年4月から令和6年3月まで(11か月)の学校給食費を無償化</p> <p>②学校給食費等支援補助金 令和5年4月から令和6年3月まで(11か月)で食物アレルギーにより学校給食の提供を受けずに弁当等を持参している小中学生の保護者に対し、無償化する給食費相当分×給食回数分を支援する。</p>
6. 対象者	<p>①小中学校給食費無償化 市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者 (対象児童生徒見込数：5,900人)</p> <p>②学校給食費等支援補助金 市内小中学校に在籍する児童生徒で食物アレルギー対応(完全弁当持参対応)をしている保護者(対象児童生徒見込数：14人)</p>
7. 給付額	<p>①小中学校給食費無償化</p> <p>②学校給食費等支援補助金 4月から3月まで(11か月)で1人当たり小学校187食、中学校180食分を無償化 ※1食当たりの学校給食費 小学校280円、中学校320円</p>
8. 給付方法	<p>①小中学校給食費無償化 学校給食会が給食費に係る口座振替を停止することにより無償化を実施するため、保護者からの申請は不要とする。</p> <p>②学校給食費等支援補助金 対象者の保護者は、交付申請書を提出し、年度末に実績報告書を提出することにより支給する。</p>
9. スケジュール	<p>①小中学校給食費無償化 4月分から口座振替を停止</p> <p>②学校給食費等支援補助金 令和5年5月に対象者に周知し、同年4月から令和6年3月まで実施。</p>

